

用語解説

【あ】

亜種

種の下位の分類階級でひとつの種が、地理的境界のはっきりした、形態的に不連続ないくつかの集団に分けられる場合、それぞれを亜種という。

【か】

外来種

国内外にかかわらず、本来分布していない生物種が、意図的あるいは非意図的にある地域に持ち込まれた場合、その持ち込まれた種を「外来種」という。「移入種」又は「侵入種」ともいう。

スポーツフィッシングなどのために放流されたオオクチバスや、ペットとして飼いきれなくなって捨てられたアライグマのように意図的に持ち込まれるケースと、輸入品と共に移動する種子のように非意図的に持ち込まれるケースがある。いずれの場合も定着した地域の在来種(もともと生育する種)との生存競争が起こり、在来種が絶滅に追いやられるケースも出ている。

【生態学辞典】

「外来種」・・・本来の生育地でないところに移動して生育を続ける種。鑑賞用及び有用種として持ち運ばれた種が多い。

「移入」・・・対象とする個体群あるいは地域へ、他地域から個体が移動してくること。

環境影響

事業の実施が環境に及ぼす影響には、建設工事の実施中の影響にとどまらず、事業が完成した後には事業の成果物が存在し、または供用されることによる影響を含めることが適切である。例えば道路の事業の場合、道路が建設されることに伴う自然環境への影響のみではなく、道路が供用された場合に走行する自動車による騒音や大気汚染も環境影響に含める。(環境庁環境影響評価研究会著・環境庁環境影響評価制度推進室監：逐条解説環境影響評価法：株式会社ぎょうせい：1999)

環境影響評価(環境アセスメント)

大規模な開発等の事業の実施が、環境に及ぼす影響について、事前に調査・予測及び評価を行い、これらの結果について公表し住民や自治体などの意見を求めるための一連の手続のことをいう。これは環境保全の見地からの住民や自治体の意見を事業の計画に反映させ、開発行為等に伴う環境の悪化を未然に防止することを目的としている。

スコーピング

「対象事業にかかる環境アセスメント(調査、予測、評価)を行う方法」について、環境保全の見地からの意見を求めるために方法書を作成する。方法書に対しては、地域の環境情報を補完する観点から、地方公共団体(都道府県知事、市町村長)が意見を述べることとされている。方法書の作成から各主体の意見の聴取を経て環境アセスメントの項目及び手法の選定にいたるまでの一連の過程を、項目および手法を「絞り込む」という意味で「スコーピング」と言う。(環境庁環境影響評価研究会著・環境庁環境影響評価制度推進室監：逐条解説環境影響評価法：株式会社ぎょうせい：1999)

環境改変

森林、草地、湿地、河川、沿岸域等の生態系において行われる自然環境（野生動植物の生息・生育地）の破壊、攪乱、分断、縮小化、質的变化等のこと。

環境保全措置

環境の保全のための措置。環境影響を回避する措置から、避けられない影響を代償する措置までを含む幅広い概念である。事業位置の変更、基本的構造の変更から、工期の変更、運用条件の変更までを含んでいる。

わが国では環境影響評価法が制定されたのに伴って、事業による環境影響が極めて小さいと判断される場合を除いて、事業者は環境への影響を回避し、低減し、必要に応じて代償措置を行うなど、環境保全措置を検討することとされている。（環境庁環境影響評価研究会書・環境庁環境影響評価制度推進室監：逐条解説環境影響評価法：株式会社ぎょうせい：1999 森本幸裕・亀山章編：ミティゲーション：ソフトサイエンス社：2001）

間伐材

一部の木を伐採することで残った木の生長を促し、森林の健康を守ることを間伐と呼び、伐採された材木を間伐材という。間伐しなければ木の根付きが悪く、大雨による土砂災害や、倒れた木が川に流出して河川沿いの人家に大きな被害をもたらすこともある。これまで再利用用途が少なかったことから間伐がおろそかにされる地域もあったが、2001年4月に施行されたグリーン購入法で間伐材が環境物品として位置付けられたことから、リサイクルが進み、同時に森林の保全も進むものと期待される。

希少野生動植物

愛媛県においては、県レッドデータブックにおいて、絶滅の危機に瀕している種・愛媛県固有で分布が極限しており、存続基盤が極めて脆弱な種・絶滅の危機が増大している種・存続基盤が脆弱な種等と規定しており、本書に掲載されている1,342種がこれにあたる。

国際自然保護連合（IUCN）

自然保護と天然資源の保全に関心をもつ各国政府機関、NGOなどの関係者の協力を図る目的で1948年設立された国際団体で、本部はスイスにある。国連機関やWWF（世界自然保護基金）などの援助、協力の下に、自然保護に関する情報交換、調査研究、啓発活動など幅広く行っている。

国連環境開発会議（UNCED）

環境と開発に関する国連会議の略称、地球サミットとも称する。1972年6月ストックホルムで採択された国連人間環境会議の20周年に当たる1992年6月ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された会議。この会議には約180カ国が参加し、100カ国余の元首、首脳が自ら出席するなど、史上かつてないほどハイレベルかつ大規模な会議となった。この会議では気候変動枠組み条約と生物多様性条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21及び森林原則声明などの文書も合意された。

個体群

ある空間を占める同種個体の集まり。一般的にはその内部で遺伝的交流があり、他の個体群とは何らかの隔離がある。(玉井信行・奥田重俊・中村俊六編：河川生態環境評価法：東京大学出版会：2000)

【さ】

里地里山

里地里山とは、都市域と原生自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念である(二次林約800万ha、農地等700万haで国土の4割程度を占める。)

一般的に、主に二次林を里山、それに農地等を含めた地域を里地と呼ぶ場合が多い。

(参考文献：日本の里地里山の調査・分析について：環境省)

里山

平坦地に広がる田畑や集落の背後の裏山や低く連なる丘陵をさす呼び名。クヌギ・コナラなどの雑木林や松林で、かつては薪や炭が生産され、下刈の草や落葉は堆肥として田畑にかきこまれて、自然と人間の生活が共生することで、半自然的な生態系が成り立っていた。ここ数年里山の価値が見直され、住民参加等による保全・回復の活動も広がりつつある。

自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)

一般に、「緑の国勢調査」と呼ばれ、全国的な観点から我が国における自然環境の現況および改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために実施している調査で、植生調査、特定植物群落調査、動植物分布調査をはじめ、河川、湖沼、海岸調査など、自然環境保全法に基づきおおむね5年毎に実施されている。

これらの調査結果は、報告書や分布図などに取りまとめられており、自然環境保全施策や自然公園管理業務のみならず、国土利用計画、全国総合開発計画などの全国計画や環境アセスメントなどの基礎資料として広く活用されている。

自然環境保全地域

自然環境保全法(1972年制定)に基づく地域指定制度で、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域の3種類がある。

原生自然環境保全地域は、自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態を維持している地域。自然環境保全地域は、すぐれた天然林などの自然の生態系を維持しており、自然的社会的諸条件からみて自然環境を保全することが特に必要な地域で、それぞれ環境大臣が指定する。

また、都道府県自然環境保全地域は、自然環境保全地域に準ずる自然環境を有する地域で、都道府県知事が条例に基づき指定する。

自然公園

世界で最初の自然公園はアメリカのイエローストーン国立公園である。優れた自然の風景地を保護するとともに、施設を整備して保健、休養などに役立たせるために、日本では昭和6年に国立公園法が制定され、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定され、昭和32年からは自然公園

法と名が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県知事が条例に基づき指定する都道府県立自然公園の3種類がある。

自然公園指導員

国立、国定公園において、自然環境の美化清掃、事故の予防、適正な利用の仕方や、動植物の保護について利用者などの指導を行うとともに、適切な情報を収集し、自然公園の目的である国民の保健、休養及び教化に寄与するとともに自然環境の保全に資することを目的としている。

自然保護

自然環境や野生生物、生態系を、人間活動などによる衰退・絶滅から保護すること。こうした運動を行う団体を自然保護団体という。自然保護発祥の地と言われるイギリスをはじめとする欧米諸国では、自然保護法の制定や国立公園の指定が早くから進み、土地の買い取り運動を進めるナショナル・トラストなどの自然保護団体も生まれ、自然愛好家による取組みが行われた。その後こうした活動が一般市民に波及し、自然保護運動は70年代のアメリカで隆盛期を迎えた。現在は生物多様性の観点から、個別種の保護のみでなく、さまざまな種を一体ととらえて保護する生態系管理の思想・手法が主流になりつつある。

種

生物分類の最も基本的な単位。種の多くは、形態の特徴の違いだけではなく、繁殖の際の独立性（他の集団との間で繁殖、交配しないこと）や地理的な分布、遺伝的特性なども考慮して決められている。種より大きな分類の単位には、属、科、目、綱、門、界などがあり、小さな単位には亜種などがある。（「生物多様性国家戦略」環境省編）

種の多様性

地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、(1)生物種の数が多いという「種間の多様性」、(2)同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性（遺伝子の多様性）」及び(3)これら生物とその生息環境からなる生態系が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいる。

種の保存法 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律

植生

ある地表を覆っている植物的共同体の総称。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団。植生は、その性質から次のように分類されている。

- A 原植生：人間による影響を全く受けていない植生で、今日ではほとんど消滅。
- B 代償植生：原植生が破壊され、代わって成立している植生。
- C 現存植生：現実に触れ、見ることのできる植生のことで、人間の生活圏のほとんど全ての現存植生は代償植生。
- D 潜在自然植生：一切の人為を停止した場合、その立地において成立すると考えられる植生。

植物相

ある一定の地域に生息している植物の全種。フロラともいう。

新・生物多様性国家戦略

1992年の地球サミットで採択された「生物多様性条約」(日本は93年加盟)の規定に基づいて95年に策定された「生物多様性国家戦略」を根本的につくりかえ、2002年3月27日に策定されたもので、多様な生物を開発などにより絶滅させないことを目的とした新しい国家戦略。遺伝子・種・生態系のレベルでとらえられる生物多様性の保全に係る3つの危機(開発による生態系の破壊、里山等での人間の働きかけの減少、外来種等の影響)を回避するための理念と目標を明示し、今後5年の計画期間に国の関係機関等が着実に推進すべき施策を「7つの提案」として明らかにするとともに、人間と自然がバランスよく暮らしていくために100年から200年かけてつくりあげる国土のイメージを描いており、我が国でただひとつの基本的な提案となっている。

生息地等保護区

国内希少野生動植物の生息・生育環境の保全を図るため、必要に応じ生息地等保護区が指定される。生息地等保護区のうち、特にその種の生息・生育にとって重要な区域は「管理地区」として、各種の行為が許可制となり、その残余の区域である「監視地区」では、一定の行為が届出制となる。

また、管理地区内では、車馬の乗り入れ、薬剤散布、火入れなどの行為について、区域と期間を定めて上乗せ規制することができ、さらに特に厳重な保護が必要な場合には、土地所有者の同意を得たうえで「立入制限地区」も設けることができる。

なお、生息地等保護地区の区域は、法律上自然公園や自然環境保全地域の区域との重複は妨げられておらず、それぞれのケースごとに当該種の保存を図る観点から、生息地等保護区の指定が必要かどうかを判断することとなっている。

生息・生育場所

生物の個体あるいは個体群が住んでいたり、育っていたりする場所。問題にしている個体あるいは個体群にとっての生活環境として把握され、その性状・状態として識別・表示されるのが普通である。(山田常雄ほか編：岩波生物学辞典第4版：岩波書店：1996)

生存圧迫要因

野生動植物の種が絶滅し、また、絶滅のおそれのある種となった要因。その多くは様々な人間活動による圧迫である。過度の捕獲・採取、人間の生活域の拡大等による生息・生育地の消滅、生息・生育環境の悪化等がその主なものである。

例えば、植物の盗掘、開発事業による環境の変化、森林の伐採による環境の変化、自然度の高い広葉樹林の減少、生息地埋め立て・土砂流出、水質悪化など

生態学(エコロジー)

生物とそれを取り巻く環境との関係や、生物同士の関係を研究する学問。一般に、対象のレベルによって個生態学と群生態学とに分けられるが、研究方法、対象生物などによる分け方もある。「エコロジー」はドイツの生物学者ヘッケルの造語で、ギリシャ語の家、すみかなどを意味する「oikos」と精神、科学などを意味する「logos」の合成語である。

生態系

ある地域に存在する非生物的環境と、そこに生息する全ての生物を含めたもの。本来は、エネルギーの流れ、物質の流れに注目した考え方である。生物はさらに、生産者・消費者・分解者に分けられる。

自然環境を基準にして陸地生態系、海洋生態系等に区分され、また生物群集を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区分される。(岩波書店 生物学事典第四版 参照)

生物多様性

生物の間にみられる変異性を総合的に指す言葉で、生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられる。従って、生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。

(「生物多様性国家戦略」環境省編)

生態的な過程と進化の過程の結果としてできあがった、(1)生態系の多様性、(2)種の多様性、(3)遺伝子の多様性(種内のそれぞれの個体の遺伝情報の多様性)のこと。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約(1993年12月発効)に基づき、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図るための国の基本方針等を定めたもの。1995年10月31日に地球環境保全関係閣僚会議において決定された。

生物多様性条約

生物の多様性に関する条約の略称。平成4年の地球サミット開催にあわせ、「気候変動枠組み条約」とともに採択された。1993年12月に発効し、日本は同年、18番目の締約国として同条約に締結している。この条約は、熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行への危機感、更には人類存続に不可欠な生物資源消失への危機感が動機となり、生物全般の保全に関する包括的な国際枠組みを設けるために作成された。

生物群集

異種個体群からなる共同体(コミュニティー)

絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(=種の保存法)

この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

この法律では、対象となる種を「希少野生動植物種」として定め、種ごとに各種の規制措置等を講じていく仕組みとなっている。

【た】

代償措置

環境保全の観点からの価値を代償するための措置。事業の実施により損なわれる環境のうち、特定のまたは全ての環境要素について人為的に創出することを意味する。環境影響の回避・低減のための措置を十分に実施してもどうしても残る環境影響に対して検討されることになる。

「環境保全の観点からの価値」には、例えば自然海岸であれば生態系の基盤として水生生物を育む機能、景観要素としての機能、水質浄化の機能などの多様な価値が含まれる。しかし、経済的な価値、例えば、漁業補償のような経済的な損失を補償するための財政的な措置は含まれない。(環境庁環境影響評価研究会著・環境庁環境影響評価制度推進室監：逐条解説環境影響評価法：株式会社ぎょうせい：1999)

多自然型川づくり

国土の保全のために必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川的环境を保全するため、できるだけ改変しないようにし、また、改変する場合でも最低限の改変にとどめるとともに、良好な自然環境の復元を可能とする川づくり。

多自然型工法（近自然工法）

工事の対象となる河川などが本来有している生物環境に配慮し、自然景観の保全・創出をめざした工法のこと。

地域個体群

ある地域に生息・生育する個体群。同じ種であっても、他の地域個体群と地理的などの要因で隔離されていたり、移動能力の小さい種では、遺伝的、形態的、生態的に異なる性質を持つ場合がある。環境省、本県などの愛媛県レッドデータブックでは、種を最小の単位として絶滅の危険度を検討しているが、一部の種ではさらに小さい単位として、地方型としての特徴を持っていたり、生物地理学的観点から見て重要と思われる地域個体群を“絶滅のおそれのある地域個体群”として検討している。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護、増殖を図るために捕獲を禁止する区域であり、この区域では、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要があるところを「特別保護地区」に指定して、野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を制限することができる。

鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣保護区の中で、鳥獣の保護繁殖の中で特に必要と認められる地域で、その区域内における水面の埋立、大竹伐採、耕作物の設置など、鳥獣の繁殖に支障の及ぼすおそれのある行為は、環境大臣又は都道府県知事の許可がなければ行うことができない。

天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む。）植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県などが指定したものをいう。

動物相

ある地域に産する動物の全種類。フォーナ又はファウナ（fauna）ともいう。

【な】

二次的自然環境地域

都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域。里地里山とも呼ばれる。

二次林

伐採後再生した森林など過去に伐採等の人為が加えられ、その影響を受けている森林または、現在も下草刈りなど継続的に人為が加えられていることにより成立している森林をいう。二次林は代償植生である森林のことで、スギ、ヒノキなど植林地の植林は含まれない。（「生物多様性国家戦略」環境省編）

二次的自然域

人との関わりで長い年月をかけて維持されてきた自然環境である牧野・原野・二次林・造林地など。「二次的自然」は「原生的自然」と対比して使用される用語。

【は】

ビオトープ

ビオトープとは、野生生物を意味する Bios と場所を意味する Topos とを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間」となる。

生物の個体あるいは個体群が住んでいる場所のことで「生息場所、すみ場所」ともいわれる。明確な定義はないが、単に位置的な場所としてのみ捉えるのではなく、ある種の個体及び個体群が、生存できるような環境を構成する水、大気、土等の非生物的諸要因と動植物や微生物の生物的諸要因の状態を有する特定の場所として考えられる。

近年、まちづくりにおける河川、道路、公園、緑地等の整備についても生態系の多様性を維持するうえから、多様なビオトープの維持、回復、創出やネットワークづくりに配慮した取組みが検討され始めている。

干潟

満潮と干潮の間に見え隠れする部分のことを指す。

陸からの栄養と大気からの酸素の供給が豊かであり、貝類やゴカイ類などの海の生物が豊富である。それらをエサにする鳥にも良い環境であり、生物多様性の維持にとって重要な場所である。

また、豊富な海の生物が海水を浄化するため、水質保全に役立つことが知られている。

ラムサール条約で保護対象に指定されている干潟もある。

近年、干潟は埋立などにより減少してきたため、全国各地で干潟を守ろうという運動が行われている。

保安林

国土の保全、水資源のかん養などを目的として、森林法に基づき指定され、管理されている森林で、水源かん養保安林、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、保健保安林、風致保安林など 17 種類ある。立木の伐採などについて一定の制限が課せられるが、税制上の優遇措置がとられている。

【ま】

藻場（海中林）

海中で、海草や海藻類が繁茂している所。海生動物の幼生や稚魚などが生育するのに好ましい環境となっている。

【や】

野生生物（＝野生動植物）

自然に生育する動植物のことで、推計存在種 300 万～1 億 1,100 種、そのうち約 175 万種が確認されている。しかし近年、環境の悪化や生息域の減少、乱獲などにより種の絶滅が急速な勢いで進み、2000 年までの 25 年間に年間平均 4 万種、13 分間に 1 種が絶滅するとの予測もある。そのため、ワシントン条約や生物多様性条約など多国間条約が締結され、世界各国が野生生物の保護に取り組んでいる。絶滅の恐れのある種は、国際自然保護連合の「レッドデータブック」や、国内では環境省の「日本版レッドデータブック」にまとめられている。

【ら】

レッドデータブック（Red Data Book）

絶滅のおそれのある野生動植物の種に関する報告書のことをいう。名称は IUCN（国際自然保護連合）が初めて発行したものの表紙に赤い紙が使われていたことによる。

日本では、環境省が日本産の絶滅のおそれのある動植物の種を選定するために「緊急に保護を要する動植物の種の選定調査」を実施し、1991 年にこの調査結果をとりまとめた「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」を発行した。

1994 年に IUCN のカテゴリーが見直され、それに基づき環境省では 1997 年に植物版のレッドデータブックを策定した。また、動物版についても見直しを進め、1997 年から 2000 年にかけて、改訂版レッドデータブックを作成した。

県においては、2003 年 3 月に「愛媛県レッドデータブック」を作成した。

レッドリスト

レッドデータブックに揚げるべき日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。環境省では、2000 年 4 月までに動植物全ての分類群についてレッドリストを作成、公表している。